

岩手県監査委員告示第11号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月5日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年7月30日及び同月31日

イ 本監査実施日 令和2年8月24日

（3） 監査結果の公表の日 令和2年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア その他医業収益の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが3件、305,251円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 実績報告により毎月請求するよう適正な事務の執行に努めるとともに、複数でのチェックを行い遅延防止に努めることとした。
イ 県有財産の貸付に係る入札保証金の還付に当たり、入札終了後相当期間経過してから還付しているものが2件、14,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 業者と相互に連絡を取り合い遅延防止に努める。また、担当者だけでなく係内で情報を共有しダブルチェックを行い再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年7月30日及び同月31日

イ 本監査実施日 令和2年8月24日

（3） 監査結果の公表の日 令和2年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の処分に当たり、固定資産除却の会計処理を行っていないものが1件、625,950円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	補助金充当資産の処分の会計処理を行った。今後については、売却事務と連動して固定資産の整理が行われるよう起案様式に固定資産台帳処理の確認欄を設け、会計処理の漏れを防止することとした。